

金融庁設置法（平成十年法律第百二十号）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。</p> <p>十七～二十七（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章から第二章の三までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。</p> <p>十七～二十七（略）</p>